2025 年 2 月 25 日公表

男性労働者の育児休業等の取得状況(法人全体)

育児・介護休業法の改正により、従業員が 1,000 人を超える企業の事業主は、 男性労働者の育児休業等の取得状況を年 1 回公表することが義務付けられました。
（令和 5 (2023)年 4 月施行）

2023 年度の桐朋学園の男性労働者の育児休業等の取得状況は、33%です。

◆計算方法
育児休業等をした男性労働者の数÷配偶者が出産した男性労働者の数